

令和4年度東久留米市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金交付要綱

(目的)

第1 この要綱は、物価高騰に直面する障害福祉サービス等を提供する事業者（以下「事業者」という。）に対し、予算の範囲内において障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、事業者の負担を軽減し、事業の継続及び経営の安定化を図ることを目的とする。

(交付対象者)

第2 この要綱における支援金の交付対象者は、物価高騰により現在実施する事業が影響を受け、かつ、今後も継続の意思がある事業者であって、令和4年10月1日時点で、次の各号のいずれかの事業（以下「交付対象事業」という。）の提供を行う事業所が東久留米市内に所在し、国、東京都又は東久留米市（以下「市」という。）の指定又は許可を受けているものとする。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス
- (2) 総合支援法第5条第18項に規定する相談支援
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援
- (4) 児童福祉法第6条の2の2第7項に規定する障害児相談支援

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、支援金の交付の対象としない。

- (1) 東久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年東久留米市条例第15号）第6条第1項の規定により指定管理者として指定された者
- (2) 東久留米市児童発達支援センター条例（令和元年東久留米市条例第27号）第2条に規定する東久留米市児童発達支援センターわかくさ学園
- (3) 東久留米市暴力団排除条例（平成24年東久留米市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員及び暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）並びに法人その他の団体の代表者、役員、使用人、従業員及び構成員等が暴力団員等に該当する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと東久留米市長（以下「市長」という。）が判断する者

(支援対象経費)

第3 支援金の対象となる経費は、令和4年10月1日から令和5年3月31日までに発生した、利用者に価格転嫁できない食材費、光熱水費及び燃料費等の総額とする。ただし、令和4年度東久留米市原油価格・物価高騰等対応障害福祉サービス等事業者支援金交付要綱（令和4年東久留米市訓令乙第91号）による支援金の交付を受け、かつ、当該支援金を充当している場合は、当該充当額を除いた額とする。

(交付額の算定等)

第4 支援金の交付額は、別表に定める交付基準額と、第3の支援対象経費とを比較して少ない方の額とする。ただし、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(申請)

第5 支援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、令和4年度東久留米市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金交付申請書兼請求書(様式第1号)に必要な書類を添えて、別に定める日までに市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知等)

第6 市長は、第5の規定による支援金の交付申請があったときは、当該申請に係る書類等の内容を審査し、適当と認めた場合は、支援金の交付を決定し、令和4年度東久留米市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知し、支援金を交付するものとする。

2 市長は、前項の規定による支援金の交付の決定に際し、必要と認める条件を付することができる。

3 市長は、第1項の審査の結果、支援金を交付しないことを決定したときは、申請者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

第7 市長は、支援金の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、支援金交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は当該交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、交付対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(実績報告)

第8 第6第1項の規定による支援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定事業者」という。)は、交付対象事業が完了したとき、又は支援金の交付決定をした会計年度が終了したときは、市長が別に定める日までに、令和4年度東久留米市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(支援金の額の確定)

第9 市長は、第8の規定による実績報告を受けた場合は、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う実地調査等を行い、その報告に係る交付対象事業の成果が支援金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、令和4年度東久留米市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金交付額確定通知書(様式第4号)により交付決定事業者に通知するものとする。

(是正のための措置)

第10 市長は、第9の規定による報告及び調査の結果、交付対象事業の成果が支援金の交

付の決定をした内容又はこれに付した条件に適合しないと認めるときは、これに適合させるための措置をとるべきことを当該事業者に対し指示をするものとする。

(交付決定の取消し等)

第11 市長は、交付決定事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により、支援金の交付を受けたとき。
- (2) 支援金を他の用途に使用したとき。
- (3) 支援金の交付決定の内容又はこの要綱等の規定若しくは付した条件に違反したとき。

2 前項の規定は、交付すべき支援金の額を確定した後においても適用する。

3 市長は、交付決定事業者が第1項各号の規定により支援金の交付決定の全部又は一部が取り消された場合は、令和4年度東久留米市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金交付決定取消通知書(様式第5号)により、当該交付決定事業者に通知するものとする。

(支援金の返還)

第12 市長は、第11の規定により支援金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該交付決定事業者に対し、期限を定めて当該支援金の返還を命じなければならない。

2 市長は、第9の規定により支援金の額を確定した場合において、既にその額を超える支援金が交付されているときは、当該交付決定事業者に対し、期限を定めて当該支援金の返還を命じなければならない。

(違約加算金)

第13 第12第1項により支援金の返還を命ぜられたときは、交付決定事業者は、その命令に係る支援金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金)

第14 交付決定事業者は、第12により支援金の返還を命ぜられた場合において、これを納付日までに納付しなかったときは、納付日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の補助金等の一時停止等)

第15 市長は、交付決定事業者が支援金の返還を命ぜられ、当該支援金の全部又は一部を納付しない場合において、その者に対して同種の事務又は事業について交付すべき補助金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止し、又は当該補助金等と未納

付額とを相殺することができる。

(消費税仕入控除税額の報告)

第16 交付決定事業者は、交付対象事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により支援金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、令和4年度東久留米市障害福祉サービス等事業所物価高騰対策支援金消費税仕入控除税額報告書（様式第6号）により速やかに市長に報告しなければならない。

2 交付決定事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

3 市長は、第1項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

(関係書類の整備保管)

第17 交付決定事業者は、当該支援金及び交付対象事業に係る経費の収入及び支出の状況を明らかにした書類及び帳簿等並びに領収書等を整備し、当該交付対象事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間これらを保存しておかなければならない。ただし、市長が必要と認める場合は、この期間を延長することができる。

(他の補助金等との重複の禁止)

第18 この支援金に係る支援金の交付と対象経費を重複して、国、東京都及び市の事業からの補助金等の交付を受けてはならない。

(交付決定等に係る調査)

第19 市長は、この要綱による支援金に関し必要と認めるときは、交付決定事業者に対し報告を求め、又は調査することができる。

2 交付決定事業者は、前項の調査に協力しなければならない。

(委任)

第20 この要綱及び東久留米市補助金交付規則（昭和47年東久留米市規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この訓令は、令和4年12月23日から施行し、10月1日から適用する。

2 この訓令は、令和5年5月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までに行った支援金の交付決定に対する第7から第19までの規定の適用については、その時以降も、なおその効力を有する。

別表（第4関係）

サービス名	交付基準額
共同生活援助、短期入所	令和4年10月1日時点の定員数に交付対象事業の実施日数（最大182日）と1日当たり単価（158円）を乗じた額
（通所系サービス） 生活介護、宿泊型自立訓練、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援	サービス利用者数（注）に交付対象事業の実施日数（最大120日）と1日当たり単価（42円）を乗じた額
（訪問系サービス） 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援	サービス利用者数（注）に交付対象事業の実施日数（最大182日）と1日当たり単価（42円）を乗じた額
（相談系サービス） 自立生活援助、計画相談支援、地域相談支援、障害児相談支援	サービス利用者数（注）に交付対象事業の実施日数（最大120日）と1日当たり単価（42円）を乗じた額

（注） 令和4年7月、8月又は9月のいずれかの月のサービス提供分に係る利用者数（市からサービスの支給決定を受けている者に限る。）